

令和6年度
第3回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会

次 第

日 時 令和7年2月20日(木)

午後2時から

場 所 三芳町立中央公民館

1階 多目的ホール

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 道路運送法第79条の2(登録申請)に係る協議案件について
- (2) 道路運送法第79条の6(更新登録申請)に係る協議案件について
- (3) 道路運送法第79条の6(更新登録申請)の修正に係る協議案件について
- (4) 道路運送法第79条の8(対価の変更申請)に係る協議案件について
- (5) 登録事項変更に係る報告案件について
- (6) 実績報告案件について
- (7) その他

4 閉 会

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

○副会長

それでは、議事に入る前に事務局のほうから、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局

傍聴者はありません。

○副会長

傍聴者なしということでございますので、早速議題に入らせていただきます。

議題1、道路運送法第79条の2（登録申請）に係る協議案件、次第に基づいて、順次議事を進行してまいります。

なお、本日の会議内容については、議事録作成のため録音させていただいております。説明される事務局、事業者様、ご質問等をされる委員の皆様につきましては、発言の際はマイクを受け取り、所属とお名前を言ってからお願いいたします。

また、事業者様におかれましては、ご自身に係る協議が終了しましたら、ご退場いただいても結構です。

それでは、議題1、道路運送法第79条の2（登録申請）に係る協議案件について、1件ずつ概要説明の後、続けて協議に入ってまいります。

新規の登録申請に係る協議案件は2件です。

初めに、審議資料1、所沢市の一般社団法人悠のいほりにつきまして、所沢市事務局及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事務局（所沢市）

所沢市障害福祉課の●●と申します。一般社団法人悠のいほりの新規の登録申請について、概要を説明いたします。では、着座にて失礼いたします。

まず、運送の主体につきましては、名称が一般社団法人悠のいほり、住所は秩父郡皆野町三沢4170番地2、代表者名は石塚紀久雄。事務所の名称はゆうめぐり、位置は所沢市東所沢5-17-1、モアステージ東所沢105です。

法令遵守につきましては、宣誓書の添付を確認しております。

運送の区域は、所沢市となっております。

旅客の範囲については、利用会員数は3名、いずれも知的障害者の方で、所沢市に在住されている方となっております。

旅客から収受する対価につきましては、運送の対価は時間制とし、初乗り30分以内が1,200円、以後30分当たり1,200円の加算となりますが、生活サポート事業利用時は、1,200円のうち400円が利用者負担となります。これに加えて、ガソリン代が走行距離1キロ当たり10円、事業所からの往路を含むものとなっております。運送の対価以外の対価は、迎車回送料金が10分まで無料、以後10分ごとに100円、待機料金が10分までは無料、以後10分ごとに100円となっております。

続きまして、自動車の保有につきましては、使用車両台数が1台、持込みのセダン車両となっております。

運転者等の確保につきましては、運転者数1名、講習の受講状況としましては、セダン車両のため、福祉有償運送運転者講習と行動援護及び同行援護従業者養成研修課程を修了しております。免許証及び修了書は、事務局にて確認しております。

運行管理体制等につきましては、運行管理の責任者が1名就任しております。運行管理の責任者の講習は不要となっております。

運行管理の体制は、整っていることを確認しております。

整備管理体制等につきましては、責任者の就任が確認できており、整備管理体制は整っております。

事故等の対応につきましては、責任者が選任されており、事故処理連絡体制及び苦情処理体制は整っております。

損害賠償措置につきましては、契約保険会社がソニー損害保険株式会社、契約内容は対人無制限、対物無制限で、福祉有償運送の対応も確認しております。

以上が概要の説明となりますので、申請の経緯につきましては、事業者からご説明いたします。

○事業者

今日はどうもありがとうございます。一般社団法人悠のいほりの●●と申します。

当法人は、去年の7月の下旬一般社団法人として立ち上げまして、11月の下旬に所沢市さんのほうで移動支援事業の申請を受けました。今回、生活サポート、福祉有償運送の申請にあたりまして、なぜこういう経緯に至ったのかということを中心に簡単に説明させていただきます。

実は僕、2年少し、ある生活介護事業所に生活支援員及び送迎担当として勤務していたのですが、そのときの内実、全てがそうではないと思うのですが、利用者さんがグループホームから作業所に毎日送迎で通ってくるのですけれども、僕の観察したところでは、あまりにも余暇活動、外出支援というのが、これは批判ではないのですけれども、かなりおろそかにされていた。利用者さん個々の希望というのは、やはり休日にどこかおいしいところへ食事を食べに行ったり、スカイツリーに行ったり、動物園へ行ったり、そういう希望を持っている方が非常に多かったのですが、その事業所自体が、全く悪気はないと思うのですが、利用者さんの監視、管理のほうに重きを置いて、そういう外出支援とか余暇活動支援に関しては、ほとんど積極的ではなかったという現状を目の当たりにしました。

そういうこともあって、そういうことに力を入れてあげないと、彼らの本当の意味での地域移行と

かノーマライゼーションということに関して、達成できていないのではないかという、そういう危惧、危機感みたいなのを抱きまして、障害者権利条約のほうで日本は注意勧告を受けておりますけれども、パターナリズムという言葉、いわゆる父権主義と言うのですけれども、日本の福祉に関してはパターナリズムが目立っていると。利用者さんの、障害者当事者さんの自己選択、自己決定というのをもう少し重んじなければいけない。

ある意味で、日本の場合は主体が、全てが全てそうではないと思うのですが、僕がたまたまいたところですが、主体が当事者ではなくて、支援者になっているという現状に対して非常に疑問を感じまして、それなら自分も微力ながら、彼らの社会参加、ノーマライゼーションを少しでも後押しできないかという思いが、この2年ちょっとの勤務の中でどんどん、どんどん自分の中で湧いてきまして、金銭的なこともあるのですけれども、規模が小さい。まず、取りあえず自分でやってみて、外出支援とか余暇活動というのをやってみて、彼らの要望というのにどこまで応えられるのか。自己選択、自己決定をどのようにしたら後押しできるのかということはずっと考えていまして、それで今回生活サポートというものに興味を持ちまして、福祉有償運送、それに興味を持ちまして、所沢市さんに申請をお願いしたという次第です。

あともう一方で、ご家族、ほかの事業所さん、施設長さんなどいろいろお話も聞いたのですが、例えば朝の送迎時において、ご家族が早く出勤してしまうので、朝の送迎が来るときに、障害を抱えているお子さんが、1人取り残されてしまっているという実情があるようなのです。やはり親御さんの負担ということも考えたときに、こういうサービスというのは非常に必要ではないかと、僕自身すごく感じまして、協力者もいることはいるのですけれども、取りあえず小規模ながら自分なりにそういうことをやってみようかなということ、所沢市さんをお願いした次第です。今回、ここに伺った理由というのは、今説明したとおりの流れによって、ここに伺っています。ありがとうございます。

○事務局（所沢市）

では、以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたらお願いします。

○委員

●●と申します。概要というか、大体分かりましたけれども、この一般社団法人の住所が秩父、皆野町になっていて、今回所沢ということなので、その辺りはどういう経過の下にということ。

○事業者

法人設立に当たって、実はうちのマンションというのは、定款上法人を設立できない定款になっていまして、たまたま僕は山が好きで、秩父の皆野町というところなのですけれども、そちらに1人に

なるため、のんびりするための安い一軒家がありまして、そちらのほうに法人を登録せざるを得ないという状況だったので。

○副会長

分かりました。一社であれっと思いつながら、できると思っただけですけども。ということは、所沢でずっとやっていくということですね。

○事業者

しばらく所沢でやって、将来的には秩父とかに、僕はすごく好きなので、そちらのほうに移住する可能性もあるんですけども、取りあえずここ10年、何年は所沢のほうで頑張っていきたいと思いません。

○委員

あと今運転される方が1人ということなので、本当言うとやはり1人ではなくて何人かという形に、法人というのはそういう意味なものですから、当面1人でいいと思うんですけども、だんだん増やしていくような形でやっていただければいいなと思うんですけども、その辺りは。

○事業者

その辺り今後の動向を見て、需要と供給ということが大事だと思うので、その辺で需要のほうが増えていくようでしたら、協力者を募って、あまり規模は大きくできないとは思うんですけども、それは対処していきたいと考えています。

○副会長

ほかにご質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○副会長

それでは、ご質問もないようですので、審議資料1、所沢市の一般社団法人悠のいほりにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]]

○副会長

それでは、協議が調いました。

続きまして、審議資料2に係る協議案件に移ります。

志木市のNPO法人由宇につきまして、志木市事務局及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事務局（志木市）

志木市共生社会推進課の●●と申します。今回、新規登録申請をさせていただきますNPO法人由宇につきまして、概要説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

審査資料の1ページ、2ページになります。運送の主体としましては、名称、NPO法人由宇、住所は志木市上宗岡5-18-18-704。代表者名、理事長、内海由宇子。事業所の名称及び位置、ヘルパ

ーステーション由宇、住所は志木市上宗岡3-11-19になります。

法令遵守につきましては、宣誓書の添付を確認しております。

運送の区域につきましては、志木市、朝霞市、新座市、富士見市、三芳町となっております。

旅客の範囲につきましては、利用会員予定者数は1月1日時点で7人となっております。なお、ハの知的障害者は2名となっております。会員在住市町村名は、志木市が4名、三芳町が2名、富士見市が1名となっております。

旅客から収受する対価につきましては、生活サポート事業利用の料金につきましては、初乗り30分以内1,425円、生活サポートを利用する場合で475円、以後30分当たり同額となっております。また、生活サポート事業利用以外の場合も、同額の1,425円としております。なお、運送の対価以外の対価はございません。

自動車の保有につきましては、使用車両台数は2台、所有が1台、持込み1台となっております。内訳としましては、車椅子車が1台所有、セダン等が持込みで1台となっております。

運転者の確保につきましては、運転者人数は合計で3人です。第2種免許取得者はございません。このうち、福祉車両は運転者人数3人、講習受講状況として、福祉有償運送運転者研修等の受講で3名になっています。また、セダン車両につきましては、運転者人数2人、講習受講状況、福祉有償運送運転者講習修了2人、ヘルパー等の資格所持者2人。なお、免許証及び資格証については、事務局で確認しております。

運転管理体制につきましては、運行管理の責任者の就任は1名就任しております。車両台数2台、責任者1人で、運行管理の責任者の講習は不要となっており、運行管理の体制は整っております。

整備管理体制等につきましては、責任者の就任は1名就任しております。警備管理の体制については整っております。

事故対応と事故対応責任者の選任は、選任されております。また、事故処理連絡体制は整っております。苦情処理体制についても整っております。

損害賠償措置、契約保険会社等の名前につきましては、損害保険ジャパン株式会社と東京海上日動火災保険株式会社、契約内容は対人無制限、対物無制限、福祉有償運送で対応することは会社のほうに確認しております。なお、東京海上日動火災保険株式会社については、福祉車両の分になりますが、保険書類の到着が審査資料の作成時点で間に合わなかったものの、現在契約が締結されていることにつきまして、事務局で確認済みであります。

以上で概要説明とさせていただきます。

続きまして、今回の経緯について事業者から説明させていただきます。

○事業者

こんにちは。NPO法人由宇の●●と申します。先ほどの事業者さんが、思いをほとんど伝えていただいたのですが、私のほうから付け足させていただきますと、今までの職員4名なのですが、経験

が重度の方が非常に多く、障害の重い方を中心として今までサービスに当たってきました。これからもそういった重い障害を持たれている方を中心に、移動の支援をさせていただければと思っておりますので、ぜひとも今回よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

○事務局（志木市）

以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○副会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたらお願いたします。

○委員

●●と申します。定款の部分なのですけれども、5ページの次、第5条で終わって次のページをめくると、私のだけなのかもしれませんけれども、第15条になっているのですけれども……

○副会長 そうですね。私の手元の資料もそのようになっております。多分、皆さん委員に配られているのが、そのようになっているかと思えます。

○事務局（志木市）

すみません。この件につきましては落丁ということだと思われまますので、後ほど改めさせていただきますと思います。

○副会長

ご質問等ございますでしょうか。

○委員

●●と申します。移送しようとする旅客の範囲、申請書4ページのところなのですけれども、要介護の方と、その他障害の方も丸がついているのですが、これは何か今後予定があるとか、受入れができる体制になっているということによろしいでしょうか。

○事業者

それは受入れできるような形の体制を取っておりますので。

○副会長

よろしいでしょうか。

○委員

●●です。14ページのところの履歴事項全部証明書の中なのですけれども、その目的の中の下の方の⑨ですか、一般乗用旅客自動車運送事業ってここに入っているのですけれども、何でこれが入っているのかなと思ひながら見させていただきました。

○事業者

福祉タクシーを今後考えていきたいという考え方もありまして、それでこれを定款に入れさせてい

ただいていたのですけれども、その当時の考えの中でそういう方向性はあったのですが、今こういう形で福祉有償運送の許可を取らせていただくに当たって、今のところ介護タクシーの方向性というのは考えておりません。

○委員

分かりました。ということは、これは履歴事項なので、また次の定款変更のときには消すようにしておいてください。よろしくお願いします。

○副会長

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

●●です。すみません1つ、先ほど概要の1ページ目の説明の一番下のところで、運送の対価以外の対価はございませんという説明だったように聞こえたのですが、待機料金が750円、30分まで無料、以降750円とありますが、どちらが正しいのか確認させてください。

○事業者

それは、待機料金が30分以降、過ぎた場合は750円というのが正しいです。

○副会長

ありがとうございます。

そのほかご質問等ございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○副会長

それでは、ご質問もないようですので、審議資料2、志木市のNPO法人由宇につきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長

それでは、協議が調いました。

以上で登録申請の協議が全て調いました。ありがとうございました。

(2) 道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件について

○副会長

続きまして、議題2、道路運送法第79条の6（更新登録申請）に移ります。

更新登録申請に係る協議案件は4件です。説明の前に、次の協議案件の事業者様におかれましては、答弁席の横でご準備いただきますようお願いいたします。

今回の更新案件計4件につきましては、全て利用者が1人では公共交通機関を利用できないことを、事前に事業者から確認しています。

なお、審議資料3の入間市の特定非営利活動法人てあしの会については、対価の変更申請につきま

しても協議案件がございますので、更新登録申請と対価の変更申請を併せて協議を行います。

それでは、審査資料1、川越市のNPO法人ライフサポートハートランにつきまして、川越市事務局及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事務局（川越市）

川越市障害者福祉課の●●と申します。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

更新登録申請につきまして、事業所よりご説明いたします。

○事業者

NPO法人ライフサポートハートランの●●と申します。

概要説明をさせていただきます。まず、当法人の運営主体でございますが、名称はNPO法人ライフサポートハートラン、住所は埼玉県川越市大字木野目297番地4、代表者は石田宏でございます。事業所の名称は、NPO法人ライフサポートハートラン、住所は埼玉県川越市大字木野目297番地4でございます。この事業の開始につきましては、平成23年8月に初回登録を行っており、今回で5回目の更新になります。

続きまして、会員数の推移につきまして、前回登録46名となっており、現在では19名となっております。

車両につきましては、現在車椅子車両は0台、セダン車両が4台となっており、前回登録時、車椅子車両が1台、セダン車両が4台から変更しております。

続きまして、運行管理体制で配慮をされていることでございますが、出発時、帰所時に車体、車内の確認を行い、対面による職員の体調確認、アルコールチェックの実施、また無理のない運行スケジュールを組んでおります。初回登録から現在に至るまで、車両事故ゼロ、苦情ゼロ、利用者との外出事故ゼロの実績となっております。

また、自動車検査証、保険証の有効期限につきまして、期限間近なものがございますが、必ず有償旅客運送の有効期間内に更新を行ってまいります。

簡単ではございますが、以上で概要説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○事務局（川越市）

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりまりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたらお願いいたします。お願いします。

○委員

●●と申します。申請書で旅客運送しようとする旅客の範囲なのですが、4ページ、全て丸がついているのですが、現状は身体障害者の方とその他の方で、県の登録も今のところ、身体とその他と精

神を含めてイとロとトが県のほうで登録されているのですけれども、今回全部丸した理由とかがあってありますでしょうか。それと、増やすのだったら拡大をまた別で協議しないといけないので、そこをお伺いできればと思います。

○事業者

まず、こちらの全て丸がついているのは、全て対応ができるということで思っていたいて構わないと思います。旅客の範囲に関しては、このまま特に拡大等はないかと思います。

以上です。

○委員

分かりました。協議としては、増やすのだったら増やすで協議をしないといけないので、対応できるかどうかは別として、増やされるのであれば、変更で旅客の範囲を増やすというのをさせていただいて、特段増やさないということであれば、今現状で登記されているイ、ロ、トだけで協議ということになるのですが、今回どういうイメージでしょうか。

○事業者

取りあえず、今現状はこのままで、増やすことということで、次回のところでまた変更をかけさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員

分かりました。では、イ、ロ、トで今回協議ということで。はい、ありがとうございます。

○副会長

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

○委員

●●です。すみません。今説明の中で、利用会員のほうが46名から19名になった。この辺り、大体増えていくのが普通だと思っていたので、この辺の減ってきた理由などを1つお聞きしたいのと。

もう一つ、身体障害の人が中心なのですけれども、全部セダン車両のみということになっているのですけれども、その辺りのこともご説明いただければと思います。

○事業者

まず、利用者の減少というところは、コロナの影響をめちゃくちゃ受けまして、外に出たくない、そういう形の方がいっぱい出ました。コロナが去年、おととしか、明けましたが、そのまま外出も厳しくなったような状況の方が非常に多く、そんなわけで。あと、こういうことはあれなのですけれども、亡くなられた方もかなりいらっしゃいますので、このように減ったという状況になります。

あと、こちらのセダン車両のほうしかないというのも、皆さんヘルパーの資格を持っていますので、それで乗るときはしっかりと介助できる体制で、車椅子車両も用意したいのですが、こういう状況です。金銭的にも余裕がないのです。こちらのほうはマンパワーで何とかしのいでいる状況でございます。

○副会長

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○副会長

ご質問もないようですので、審査資料1、川越市のNPO法人ライフサポートハートランにつきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長

それでは、協議が調いました。

続きまして、審査資料2に移ります。川越市のNPO法人ぽぷりにつきまして、川越市事務局及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事務局（川越市）

引き続き川越市障害者福祉課の●●と申します。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

更新登録申請につきまして、事業所よりご説明いたします。

○事業者

こんにちは。NPO法人ぽぷりの●●と申します。よろしく願いいたします。今回、更新に関する概要説明をさせていただきます。

まず、当法人の運営主体でございますが、名称はNPO法人ぽぷり、住所は川越市大字扇河岸40の1、コーポ内河101。代表者につきましては、理事長川合登となっております。事業所の名称はぽぷり、住所は同じく川越市扇河岸40の1、コーポ内河101でございます。また、福祉有償運送事業の開始につきましては、令和2年9月に初回登録を行っており、今回で2回目の更新となります。

続きまして、現状会員数の増減につきまして、前回更新時50名となっておりますが、現在では75名に増員となっております。

また、車両につきましては、前回更新時並びに初回登録時は、全ての車両が持込み車両となっておりますが、今回より全ての車両が事業者名義の車に変更となっております。現在は車椅子車両が4台、今回更新に当たり、車椅子車両が4台、セダン1台と変更となっております。

また、運行管理体制で配慮していることでございますが、サービス開始前に対面による職員の体調確認、またアルコールチェッカーによるアルコールチェックの実施をしております。また、車両については、タイヤの空気圧、ボルトの緩み、各種ライトの点検を一緒に行い、また車内の確認を徹底しております。また、帰車後も同じくタイヤの空気圧、ボルトの緩み、各種ライトの点検、また車内の確認の徹底を同じくしております。スケジュールについても、前後、移動時間を含めて無理のないサービススケジュールを組んで実施しております。初回登録時、また前回更新時から現在に至るまで、

車両の事故はゼロ、苦情についてもゼロ、外出時の事故もゼロという実績で推移しております。

簡単ではございますが、概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（川越市）

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○副会長

ご質問もないようですので、審査資料2、川越市のNPO法人ぽぷりにつきまして、協議が調ったということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長

それでは、協議が調いました。

続きまして、審査資料3に係る協議案件に移ります。

入間市の特定非営利活動法人てあしの会につきましては、対価の変更申請についても協議案件がございますので、更新登録申請と対価の変更申請を併せて協議を行います。

それでは、入間市事務局及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事務局（入間市）

入間市障害者支援課の●●と申します。では、着座にて失礼いたします。

今回、更新登録申請の対象となっておりますてあしの会の概要についてご説明いたします。

運営の主体は、特定非営利活動法人てあしの会、住所は入間市大字新久819番地11、代表者名は代表理事の河井榮治となります。事務所の名称は、どんぐりの里です。

運送の区域は、入間市、所沢市、狭山市、飯能市、日高市となっております。

今回、役員の全員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を確認しております。

旅客の範囲としましては、身体障害者57人、知的障害者35人、精神障害者87人、その他3人の計182人となっております。会員の住所地は、入間市が131人、所沢市32人、狭山市8人、飯能市10人、日高市1人となっております。

運送の対価は、時間制を採用しておりまして、時間制初乗り30分以内1,425円、以降30分当たり1,425円となっており、今回対価の変更申請を併せて行い、ガソリン代を追加させていただいております。ガソリン代は、対価の変更により、従来1キロ当たり30円で上限が3キロまでとなっていたところ、上限6キロとさせていただいております。運送の対価以外の対価はございません。

ここで、対価の申請に関して一部訂正がございまして、対価に関する申請書のうち、生活サポート事業以外の対価のガソリン代が、審査資料の中では上限5キロメートルとなっておりますが、正しくは上限6キロメートルとなっております。大変申し訳ございません。

続いて、使用車両についてですけれども、所有車両が11台、持込み車両が11台となっており、内訳は、車椅子車両が8台、セダン等が14台となっております。運転者の人数は25人となっており、うち3人が2種免許を所持しております。その他、22人が福祉有償運送運転者講習を受講済みです。なお、免許証、資格証につきましては、事務局で確認しております。

運行管理体制、整備管理体制、事故対応につきましても、それぞれの責任者が就任または選任されており、体制も整っております。

また、損害賠償措置として、各車両とも対人、対物共に無制限の保険に加入しており、有償運送での適用を確認しております。

続いて、法人職員の●●様より、事業の現状についてご説明いただきます。

○事業者

てあしの会の●●です。よろしくお願いします。

本事業所につきましては、平成29年3月に新規登録を行い、今回は3回目の更新となります。会員数の推移につきまして、前回更新時と比べ、利用者会員数は増加しています。使用している車両の台数も2台増えています。前回更新時以降、事故等にございましては、苦情も含めてございません。

運行管理体制で配慮していることですが、日頃から安全に運行できるよう、運転手との連絡を密にし、無理のない運行スケジュールを組んでおります。また、運転手同士で定期的にミーティングを行い、活動の様子や情報共有をしながら、安全に運転業務を行っております。なお、法令にのっとりアルコールチェックを実施し、体調管理を徹底しております。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○事務局（入間市）

以上、概要となります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

○委員

●●です。すみません。対価の変更のところ、よく分かりにくいのですけれども、ガソリン代1キロ当たり30円となっていて、(乗車30分当たり6キロメートルを上限とする)って、この意味というのがどういう意味なのかなと、逆にちょっと分かりにくいので、説明をお願いします。

○事務局（入間市）

従来の対価の設定のほうで、その他の料金にガソリン代を計上しておりました、昨年度ですか、本来的にはガソリン代も対価に含めるべきだということで、記載の方法とかも示されておりました、ここでプラスガソリン代というような記載をさせていただいたところでして、この上限については、もともとその他の料金に設定されていたときから上限3キロで設定しておりましたので、それも併せて今回6キロまで引き上げて、ガソリン代の徴収を増やしたいというような対価の変更にはなるというところですよ。

○委員

ということは、30分当たり6キロを上限とするというふうになっているので、どういう対応なのですか。すみません、私が理解していないのかもしれないのですが。

○事業者

分かりづらくてすみません。30分の運行に6キロかからない場合もあるのです。その場合は、実際の走った5キロ、4キロの対価のほうをいただきまして、6キロ以上の場合、10キロ走ったという場合でも、上限を6キロまでしかいただかないというような設定になっております。

○委員

そうすると、20キロ走っても180円までしかもらわないという、そういう意味なのですか。

○事業者

2キロ走った場合は、30円掛ける2キロの60円をガソリン代としていただくように。

○委員

例えば20キロ走ったとき。

○事業者

20キロの場合でも6キロまで。

○委員

180円だけ。

○事業者

はい。30分当たり180円までということしております。

○委員

6キロ、だんだん分からなくなっていく。30分当たりだから、1時間走れば12キロということになるということなのですか。

○事業者

12キロまで、360円をいただくということですかね。

○委員

すみません。すごく分かりにくいので、何でこういう、利用者が分かるかなと逆に思ったりするの

ですけれども、初めから1キロ30円でもらいますと言ってしまったほうが楽なような気もしたのですけれども、そうでもないのですか。

○事業者

一応利用者さんの負担を大きくしないための配慮ということで、もともと3キロということでしたのです。そこのキロ数がなくてもという話もあるのですけれども、ないと利用者さんの費用が急に大きくなってしまおうというのが心配なところでありまして、そこで少しずつ上限を増やすということで今考えております。

○委員

はい、分かりました。これはあくまでも片道で計算しているということなのですか。

○事業者

はい、片道で。

○委員

分かりました。

○副会長

ほかにご質問ございますでしょうか。

どうぞ。

○委員

先ほど出た案件と類似しているのですけれども、5ページ、定款の中の事業の種類なのでも、7番に一般乗用旅客自動車運送の業務と入っています。これは14ページの謄本にもそこが記載してあるのですけれども、逆に有償運送事業が載っていないのです。先ほどと今度は逆のケースなのですけれども、これはいかがなものでしょうか。

○事業者

一般乗用旅客自動車の運送に関しては、以前福祉タクシーのほうをやっていたので、このように載ってまして、状況によってはまた復活という可能性もありますので、一応そこは残してある状態で、有償運送のほうは生活サポート事業ということで捉えております。

○委員

障害の方が利用される場合には、割引をするという制度がありますよね。その制度を利用するには、この一般乗用旅客自動車運送事業がないと駄目なのですけれども、有償運送事業の場合には、これは該当しないと思うのです。当然、ですから定款にそういうものは、有償運送事業は載っていませんし、謄本にもその記載がないのです。定款の場合には7番目、一般乗用旅客自動車運送の業務と入っています。それから、14ページの謄本のほうには、やはり7番目に一般自動車が載っていますけれども、有償運送事業の業務が載っていないのです。これは、例えば所沢市の場合ですと、障害の方々にタクシー券を出したり、タクシー介助券なんかが出ているのですが、それを使う場合には、この一般の旅

客運送事業が必要なのですけれども、有償運送事業の場合には、これは必要ないと思うのです。いかがですか。

○事務局（入間市）

先ほどの事業者からの説明では、⑦の一般乗用旅客自動車運送業務は、以前福祉タクシー事業をやっていたということで、定款及び登記簿に載っている。今後も復活する可能性があるということで残しているということで、福祉有償運送の事業についての記載が定款に載っていないということが望ましくないのであれば、今後定款を改定するときに追加していただくというようなことでよろしいでしょうか。事業所のほうは、生活サポート事業に含んでいるという理解でやっているようなのですけれども。

○委員

あくまでも国交省のほうの関係なので、福祉有償運送は必ず定款のほうには載せてください。生活サポートは生活サポートで別な形になりますので、このままでいいです。福祉有償運送だけ定款に、また変更のときで結構ですので、入れてください。

○副会長 ほかにご質問ございますでしょうか。

私からいいですか。●●ですけれども、概要1ページ目の旅客の範囲のところの利用会員数と、資料の115ページの人数が合わないようにお見受けするのですが、いかがでしょうか。

○事務局（入間市）

失礼しました。こちら115ページのほうが入間東地区の人数になっておりまして、その記載がごめんなさい、抜けておりまして、この115ページの表とはまた別に、西地区の表も事業者のほうから提出されていまして、準備会の時点でそれは不要なのではないかという話があったのですが、ただ概要のほうからも、その場合抜いておいたほうがよかったと思われませんが、一応同一地区の人数を足していただけると、171名ということになるかと思いますので、ご了解いただければと思います。

○副会長

分かりました。ありがとうございます。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○副会長

それでは、ご質問もないようですので、更新登録申請の審査資料3及び対価の変更申請の審査資料2、入間市の特定非営利活動法人てあしの会につきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副会長

それでは、協議が調いました。

続きまして、審査資料4に係る協議案件に移ります。

和光市の特定非営利活動法人ぼけっとステーションにつきまして、和光市事務局及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事務局（和光市）

和光市障害福祉課の●●と申します。着座にて失礼します。

更新登録申請につきましては、事業所よりご説明いたします。

○事業者

和光市の特定非営利活動法人ぼけっとステーションの●●と申します。よろしく願いいたします。

それでは、更新登録申請の審査資料4を御覧ください。まず、運送主体につきましては、名称は特定非営利活動法人ぼけっとステーション、住所は和光市中央1丁目7番19号、セントラルコーポ102号室、代表者は山口はるみです。事業所の名称は、特定非営利活動法人ぼけっとステーション、訪問介護事業所、事業所の位置は法人住所と同じです。事業の開始時期は、平成23年7月1日です。

現在の利用会員数につきましては、和光市在住の方が1名、前回更新時と同じ状況です。

使用車両台数につきましては、セダン1台です。なお、持込み代車両はありません。

これまでに事故及び苦情の発生はありません。毎日スタッフの対面での点呼、健康確認を確実にしながら、安全に運行できるよう運行管理マニュアルを作成しております。常にご利用者様の安全を心がけて運転をしております。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在になる場合につきましては、運行管理の責任者の代行者がしっかりと対応しております。なお、毎日のアルコールチェックにつきましても、始業及び終業時に計測を行いまして、記録を保存しております。

以上です。

○事務局（和光市）

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

○委員

●●と申します。先ほどと同じで、定款の記載と謄本の記載、有償運送事業が載っていないのです。ページは5ページ、それから14ページでしょうか、謄本の控えは。定款の中の第5条、事業の種類、そこには目的の理由が記載していません。その上の第4条もそうですね。それから、謄本上もその部分が載っていません。

○事業者

第5条のほうの障害福祉サービス事業に含めて書いているという定款になっております。別に記載

をしておいたほうが良いということですよ。

○副会長

先ほどの事業者様と同じように、次の変更のタイミングで、福祉有償運送のほうを載せていただいくということをお願いできますでしょうか。

○事業者

はい、分かりました。

○副会長

ほかにご質問等ございますでしょうか。

○委員

定款にも関わるかなと思っているのですけれども、すみません。●●です。利用者が1人ということなので、定款を見るとほかの事業もやっつけらっしゃるので、その中の一つとして福祉有償運送を使っているのかなというふうに思っているのですけれども、そのような理解でよろしいのでしょうか。主な事業というのは、どのような事業なのでしょう。

○事業者

介護保険のほうの訪問介護のほう、あと障害の居宅介護が主になっております。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○副会長

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○副会長

ご質問もないようですので、更新登録申請の審査資料4、和光市の特定非営利活動法人ぽけっとステーションにつきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(3) 道路運送法第79条の6（更新登録申請）の修正に係る協議案件について

○副会長

それでは、協議が調いました。

続きまして、議題3、道路運送法第79条の6（更新登録申請）の修正に移ります。

こちらの協議案件資料については、前回第2回本会議時に更新登録済みのものですが、運送しようとする旅客の範囲に修正の必要が生じたため、本会議の場で修正をかけさせていただきたいと思えます。

審査資料1の入間市の特定非営利活動法人テソロス・デ・ディオスにつきまして、入間市事務局か

ら概要説明をお願いします。

○事務局（入間市）

入間市障害者支援課の●●と申します。

今回の更新登録の修正協議案件ということでご説明させていただきます。前回の福祉有償運送、令和6年度の第2回の本会議で更新の登録をさせていただきました特定非営利活動法人テソロス・デ・ディオスですけれども、更新前の旅客の区別のほうがイ、ロ、ハで登録されていたところですが、旅客の範囲ですね、失礼しました。イ、ロ、ハ、身体障害者、精神障害、あと知的障害のほうで登録されていたところ、更新登録の際にイとハのみで更新登録の申請を協議させていただいておりまして、埼玉県の方に事業所のほうが提出しましたところ、ロが抜けているのではないかというような指摘がございまして、調べたところ、やはりイ、ロ、ハであったということが分かりましたので、このたび大変申し訳ありませんが、修正ということで協議させていただければと思います。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○副会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○副会長

ご質問もないようですので、更新登録申請の修正の審査資料1、入間市の特定非営利活動法人テソロス・デ・ディオスにつきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長

それでは、協議が調いました。

なお、こちらの協議案件については、前回第2回本会議の令和6年11月14日付で協議が調ったものとして処理をさせていただきます。

（4）道路運送法第79条の8（対価の変更申請）に係る協議案件について

○副会長

続きまして、議題3、道路運送法第79条の8（対価の変更申請）に係る協議案件に移ります。

こちらにつきまして、審査資料1、狭山市の社会福祉法人狭山市社会福祉協議会の審査については、福祉有償運送事業を行っているNPO等の代表の●●委員は、ご自分の事業所の案件には参加できませんので、ご了承ください。

また、審査資料2、入間市の特定非営利活動法人てあしの会については、更新登録申請と併せて協

議済みの案件でございます。

つきましては、対価の変更申請の審査資料1、狭山市の社会福祉法人狭山市社会福祉協議会について、狭山市事務局及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事務局（狭山市）

よろしくお願ひいたします。狭山市の障がい者福祉課、●●と申します。着座にて失礼いたします。それでは、対価の変更について事業所よりご説明申し上げます。

○事業者

狭山市社会福祉協議会の●●と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、当法人の運営主体でございますが、名称は社会福祉法人狭山市社会福祉協議会、住所は埼玉県狭山市入間川2丁目4番13号、代表者は梅田実でございます。事業所の名称は、同じく狭山市社会福祉協議会、住所も同じく埼玉県狭山市入間川2丁目4番地13号でございます。

今回、対価の変更申請に係る案件につきまして説明させていただきます。狭山市社会福祉協議会では、移送サービスを開始してから17年来、ガソリン代は1キロ20円として運営してきました。しかし、現在のガソリン価格は、発足当時に比べて1.3倍も高くなっているのが現状です。17年前は約130円だったところ、現在約169円になっている現状になります。狭山市の狭山市職員等の旅費に関する条例に基づく車賃、ガソリン代は1キロ37円となっており、他市の移送サービスのガソリン代に関しましても、1キロ30円のところが多く見受けられます。これらの状況を踏まえ、狭山市社会福祉協議会のほうでも、ガソリン代を1キロ20円から1キロ30円の変更を行わせていただければと思います。

簡単ではございますが、概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○事務局（狭山市）

以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○副会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたらお願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○副会長

ご質問もないようですので、対価の変更申請の審査資料1、狭山市の社会福祉法人狭山市社会福祉協議会につきまして、協議が調ったということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長

それでは、協議が調いました。

続きまして、審査資料3に係る協議案件に移ります。

和光市の特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコにつきまして、和光市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事務局（和光市）

和光市障害福祉課の●●と申します。

対価の変更について、事業者より説明いたします。着座にて失礼いたします。

○事業者

こんにちは。和光市の特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコと申します。

住所は、和光市下新倉 2-1-27、代表者、山本恵子、登録番号は関埼福の111号です。

対価の変更について説明させていただきます。生活サポート事業利用以外の料金を、初乗り30分以内1,425円の時間制から、1キロごと325円の距離制に変更したいと思います。これは、旅客から収受する運送の対価がタクシーの8割まで可能となったため、関東運輸局が示した埼玉県A地区の対価の目安、距離制の金額内に収めたものです。

次に、迎車回送料金を20キロ以上500円というものから、5キロまで300円、以降1キロごとに50円加算に変更したいと思います。変更理由としましては、迎車回送に一定のガソリン費用、人件費用が必要になり、昨今の燃料費、人件費の高騰により値上げに至りました。

次に、待機料金を15分ごと250円から270円に変更したいと思います。変更理由としまして、待機の一定の人件費が必要となり、埼玉県の最低賃金が1時間当たり1,078円であるため、15分ごと270円を実費の範囲で徴収したいと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○副会長

ご質問もないようですので、対価の変更申請の審査資料3、和光市の特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコにつきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長

それでは、協議が調いました。

以上で対価の変更申請の協議が全て調いました。ありがとうございました。

(5) 登録事項変更に係る報告案件について

○副会長

続きまして、議題5、登録事項変更に係る報告案件につきましては、車両の入替え、住所変更、車両の増減等に係る報告、合計9件となっております。

なお、いずれも必要な添付資料で確認済み案件となっておりますことを申し添えます。内容につきましては、資料のとおりです。

(7) その他

○副会長

それでは、次に議題7、その他、何かご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員

では、すみません。私のほうから、一応皆さんのほうに報告というか、また相談も含めてということになるのですが、皆さんの資料のほうに、令和6年9月30日付の福祉有償運送運営協議会に関わる改正内容についてという資料が行っているかと思えます。そのほうを見ていただきたいと思えます。これは道路運送法の改正ということになりますので、9月30日付で改正されました。主な改正点をこちらのほうにピックアップしてもらいましたので、それを見ながらということをお願いします。

まず、1枚目の上の④、福祉有償運送の旅客の該当性について、ロ、ハ、ホ、へ及びトについて、医師等が該当すると判断した者を含むことを明文化ということになっています。今まで右側のほうの旧の箱のほうを見てもらうと、利用が困難である者を含むものとするところだけだったのです。それを、一応医師や福祉、介護の専門職が判断した者を含むものとするというふうに変更しました。国交省のほうでは、ある程度そういう判断があればいいよということでは言われていたのですけれども、必ずそうしなければいけないということではないのですけれども、一応福祉有償運送のほうは全国で展開していますので、その辺は整理をしてということになります。

埼玉県の場合は、市町村がそこで判断をしてということになっていますので、市町村には当然保健師さんもいれば、担当課もありますので、そこで判断してもらえれば結構かなということで、今まで市町村のほうのそういう判断を言ってからということになっていましたので、この辺については、特に通達の部分では問題ないかなというふうに私のほうは判断しています。

それから、2番目についてなのですが、福祉有償運送における複数乗車の必要性の判断についてということで、今までは運営協議会のほうでというものを、事業者自身が判断するように改正しますということになってきました。結構複数乗車、割と縛っていたところ、透析とか、そういう限定された形ということだったので、ある程度事業者のほうで、複数乗車についても判断して構いませんよと、特に線を引いたところ。運送者の判断によりということになります。これに

至った経過なのですけれども、結構一人一人送っていると、とてもとても台数が足りないということもあったりして、ある程度効率を上げるためにも必要なのではないかという議論はありました。

それから、その次のところ、これは変わらないのですけれども、その下のところ、複数乗車を実施する場合において対価の設定についてはということで、対価のほうは一応タクシーの料金のおおむね80%ということに、以前は半額だったのですけれども、今は80%ということになりましたので、複数乗車をしたとしても、その範囲の中で収めていただければということになります。ただし、それを超えても別に構わないのですけれども、それは運営協議会のほうに諮って、皆さんの了解を得て実施してもらおうということになると思います。

すみません。次のページ、1枚めくってもらい、裏側です。3番のところ、自家用有償旅客運送の更新登録において提出書類が省略可能な場合に、当該更新の前後において、運転免許証、自動車検査証及び自動車保険、共済の有効期限のみが変更される場合を含むことを記載する。これは右側の旧のほうを見てもらうと、下のほうに添付を省略することができるものとするというふうに、もやっと書かれていたのですけれども、それをもう少し明確に出したほうがいいのではないかということで、2番目の添付書類のところ、その線のところですね、あまり変わらないもの、免許証とかそういうものはあまり変わるものでもないし、車検証も自動車保険もそういうものはあまり変わるものでなければ、そういうところは省略することができるということは言ってきました。

本当はこれ以外にも、ほかのものでも、もう少し省略してもいいのではないかという判断があります。この辺については、例えば更新登録の定款などもほとんど変わらなければ、これは添付しなくてもよろしいのではないかというふうに私なんかは思うのですけれども、この辺りについては、運営協議会のほうで判断していただければというふうに思っております。

このところで、一つ皆さんに私のほうから、提案なのですけれども、先ほどのテソロス・デ・ディオスさんもそうなのですけれども、ほかの運営協議会のほうでオーケーになったものを、もう一度再度ここでやっているような状態なのですけれども、この辺はある程度省略してもいいのではないか。同じことを2度も3度もやらなくても、その主たるところがオーケーになっていれば、ほかのところも準じるみたいな形でもいいのではないかというふうに思っております。この辺りは、国交省のほうは特に何もその辺りは言っていないか、こういうケースって埼玉が割と広域の運営協議会をやっているものですから、埼玉独自かなというふうに思ったりはするのですけれども、やっぱりある程度そういう中心になるところがオーケーであればということも、また少し皆さん考えておいていただければありがたいと思っております。この辺はまた後で。

それから、4番目、今の話はこれとも関連してくるのですけれども、公共交通会議等で自家用旅客運送の更新協議を行う場合、意見公募形式を原則とするように改正する。今までは、旧のほうの右側の一番下のところに、協議形式によることができるものとするというふうに書かれていたのですけれども、それが今度左側のほうの一番下のところで、意見公募方式を原則とするというふうに変更しま

した。この変わったところは、正直言うと何度も何度も皆さんが集まってやるというのは、なかなか大変な事業なものですから、少し簡略化をしたいというところもあるものですから、できるだけ、裏を言うと、デジタル庁のほうから大分言われたのかなというふうに思っただけなんですけれども、やっぱりもっともっと簡略化してスムーズに進めるようにしていただければということだと思っただけなんですけれども。そういうことで、意見公募方式というのを取り入れるということになるのです。

これについて入間東は、昔コロナのときに皆さんに集まらないで、書面開催というのをしたと思うのです。その書面開催を、こういう形で意見公募方式みたいな形に持っていければ、イメージがしやすいかなと。ただし、この書類を全部というわけになかなかいかないものですから、その辺は概要版でやってもいいのかなと。逆にある程度上の簡略化するというのと、この書面形式でやるというのを、うまくリンクさせながら進めていければというふうに思ったりはしています。

今のようなところ、私の解説も入ってしまったのですけれども、国交省のほうからこういうような通達が出されていますので、またみんなでその辺は議論をしながら、これは国が決めたから全て決まるということではなくて、各運営協議会で判断をしてくださいという投げかけなので、皆さんのほうでご判断いただければと思っております。

私のほうからは以上です。

○副会長

ありがとうございます。

少し改正点などがあり、皆様に今後議論といたしますか、アンケートを取るなどする必要もあるのかなと思います。

まとめますと、皆様のご意見を伺うのに必要なことは、まず添付書類の省略、このようなところの部分、そしてまた更新協議、更新登録の協議を行う場合は、原則意見公募とするというふうになりましたので、そこはここで集まらずに、書面で開催する方法が1つ、どのようなご意見があるかなというふうに伺いたい部分です。

あとほかの協議会にまたぐような、そのような事業者さんに関しては、メインとなるところで1か所で協議が調べば、それでいいのではないかと、そのような意見もございました。

何かこれに関して少しこの場でお話ししたいとか、そういった委員さんいらっしゃいますでしょうか。埼玉県さんとか、何かございますでしょうか。

○委員

●●と申します。

県としても、流れとしてはここで協議が調ったら、その調ったことをもって県のほうに書類が来て、県で登録をするということになるのですけれども、登録をするときに必要な書類というのが、今回こうやって示されているとおりの省略できるというふうになっているので、事業者さんが負担が軽くなるように書類が軽減されたという法改正があったにもかかわらず、結局事前準備で必要になってしまっ

たら、あまり意味がないというところもあるので、そこを省略したりですとか、それに伴って書面で意見公募みたいな形ができるのであれば、事務局の変える負担とかもあると思うのですけれども、そこがうまくできるのだったら、そういうふうにやっていけたらいいのかなとは思っております

○委員

すみません。ちょっと追加なのですが、この意見公募方式ってどういう方式なのって、一応国交省のほうに聞きました。そうしたら、パブリックコメントなのだけれども、ただあくまでもこの委員さんの内部で意見公募ということだそうです。だから、オープンにしてということではなくて、委員さんのところに送っての意見公募です。

○副会長

ありがとうございます。

それでは、今後のこの案件に関する進め方などについて、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

事務局としましては、今回の意見を踏まえまして来年度に向けて調整及び検討をして、今後よりよい形になるように考えていければと考えております。

○副会長

ありがとうございます。

そうしましたら、次回はまずは対面で集まるということになるかと思いますが、またこれから事務局のほうから何らかの連絡があるかと思いますが、この案件に関しましてご協力のほうを引き続きよろしくお願いいたします。

ほかに何かご意見等ございませんでしょうか。ほかの案件でよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○副会長

それでは、今年度第3回の協議会の議案審議は全て終了となります。

皆様、長時間にわたり審議にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

進行を事務局のほうにお返しします。

○事務局

最後、事務局から2点ほど連絡事項がございます。

まず1点目、本日の配付資料につきましては、各市町担当事務局で回収させていただきますので、委員の皆様におかれましては、資料を会場に置いてお帰りいただきますようよろしくお願いいたします。各市町担当事務局におかれましては、該当委員様の資料回収及び処分いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、本日欠席された委員の方の配付資料につきましても、各市町の事務局において回収及び処分をしていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目、本日協議が調った案件については、各市町担当事務局へ通知書をお渡しいた

しますので、受け取り後、お帰りいただければと思います。

本年度の埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会は、今回をもちまして最後となります。改めまして、委員の皆様におかれましては、会議の円滑な運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。本会議は次年度以降も継続してまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは閉会を副会長をお願いいたします。

○副会長

それでは、以上をもちまして令和6年度第3回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会を閉会とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

4 閉 会